第2回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成25年3月19日(火)午後3時05分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館 3 階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名
- 4 出席委員 26名

1番 山 口 忠 雄 2番 関 憲夫 3番 髙 浦 芳 一 進 6番 渡 邊 久 芝 4番 篠 原 覚 5番 柳井 7番 渡 邉 邦 男 9番 佐久間 政 男 8番積田雅美 10番 多 田 總一郎 11番 山 下 和 彦 12番 宮 嶋 十 郎 13番 中川 喜一郎 14番 板 倉 保 15番 佐久間 正 夫 16番 奥 野 政 義 17番 川島 三夫 19番 鶴 畄 公 一 20番 地 引 正 和 22番 葛 田 吉 弥 2 1番 御 袁 豊 23番 鈴 木 弥須雄 24番 渡邉喜一 25番 長谷川 重 義 26番 藤 井 幸 光 2 7 番 榎 本 雅 司

- 5 欠席委員 1名
 - 18番 川 名 康 夫
- 6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

開 会

平成25年3月19日午後3時05分 開会

○議長(中川喜一郎君) ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中26名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員。

議事録署名委員の指名

○議長(中川喜一郎君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、髙浦芳一委員、4番、篠原覚委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得したいとのことです。

場所は、蔵波字鎌倉街道です。

現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料1ページをご覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地 はありますが、周囲が山で耕作に向かない土地や、従前、40年以上前から牛舎として使用している土 地とのことです。

農機具等については、田植機、トラクター、耕運機、農業用車を所有しており、刈り取り、乾燥、 もみすりは委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で700日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調 査の報告を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。よろしくお願いします。

お手元にあります総会資料の地図をご覧いただければわかると思います。申請地の東側から鎌倉街道というか、赤道であります。それに面して〇〇さんの自作地であります。また、今回申請地の西側も〇〇さんの自作地ということで、見てわかるとおりこの申請地が〇〇さんの所有地ということになれば非常に便利な形になるかと思われます。また、今説明がありましたとおり農家としての要件は十二分に兼ね備えておりますので、ひとつよろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

- 〇議長(中川喜一郎君) もう一方、次に権利者住所地の農業委員の意見を求めます。 24番、渡邉喜一委員。
- ○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉です。14日の11時半、現場で権利者の○○さんから説明を受けました。それで、奥野さんが説明したとおりこの畑の全部というか、西側と東側は○○さんの畑で、それで今回の土地は、現状は大根を半分出荷して、半分大根が残っていると、そういう状況で、通常どおり畑として使われているので、問題はありません。

それと〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあるということで、そんな関係で話がまとまったというふうに聞いております。

それからあとは、場所については奥野さんのほうから説明がありました。あとは、資料1ページ目のほうの家畜等のところがあると思うのですけれども、ここに乳牛7頭というふうになっているのですけれども、これはもうこっちのほうはやめて、牛のほうは飼っていないということです。

説明のほうは以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成は全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。 鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。本件は、神納在住の方が、経営移譲年金を継続して受給するため、後継者へ使用貸借しようとするものです。

権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局、鈴木より説明が終わりました。

本案件につきましては、経営移譲年金を継続して受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○議長(中川喜一郎君) 賛成は全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明いたします。 本件は、三箇在住の方が、同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等 は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況につきましては、議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3について許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4を議題といたしますが、議案第1号の4ないし議案第1号の5については関連がありますので、議案第1号の4ないし議案第1号の5について一括して事務局の説明を求めます。 鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4ないし5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、農地の交換による所有権移転です。

議案第1号の4の申請地である岩井字宮ノ下の農地については、議案第1号の4、権利者の所有する農地の近くに位置しております。

議案第1号の4の権利者においては、みずから所有する農地と合わせて耕作しやすいようにしたいとのことで、議案第1号の4、義務者がこれを承諾し、議案第1号の5にかかわる飯富字馬来田の農地と交換したいとのことです。

現地を確認いたしましたところ、岩井字宮ノ下については耕作されておりました。飯富字馬来田につきましては、草刈り等して管理されておりました。

会議資料7ページと9ページをご覧ください。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第1号の4の権利者については遊休農地はありません。議案第1号の5の権利者については耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かないため管理しているとのことです。

議案第1号の4の権利者については、耕運機、農業用車を所有しており、田植え、刈り取り等は委託し、トラクターは借用により作業をしているとのことです。

議案第1号の5の権利者については、トラクター、耕運機、農業用車を所有しており、田植え、刈り取り等は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、議案第1号の4、権利者については、世帯で320日、議案第1号の5権利者については、世帯で160日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、ともに50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、それぞれ地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

初めに、17番、川島三夫委員。

○17番(川島三夫君) 17番の川島です。議案第1号の4並びに議案第1号の5について補足説明をいたします。

申請地は岩井の〇〇のすし屋さんのところから東の方に約200メートルぐらい進んだ県道南総・昭和線沿いのところに位置しております。16日の日に現地を確認をいたしましたけれども、きれいに管理をされておりました。譲り渡し人の〇〇さん、そして譲受人の〇〇〇〇さんは親戚同士、隣におりますけれども、いとこ同士になります。今回〇〇〇〇さんと耕作上便利なために〇〇さんのほうにそういう要望をしまして、話がまとまり、交換をしようということになったそうでございます。

○○○○さんにつきましては、現在農村公園の○○○○○○をしておりますけれども、農業をしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 続きまして、15番、佐久間正夫委員にお願いします。
- ○15番(佐久間正夫君) 15番の佐久間です。交換分合という形で、飯富○○○北側100メーターぐら い行った右側で、土地は今草は刈り取ってきれいになっております。そこで、よいということで皆さ んのご審議をお願いいたします。
- ○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の4ないし議案第1号の5について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4ないし議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号の6についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、当該農地について、所有地に近く、耕作・管理に便利であることから売買の申し入れをし、譲渡人がこの申し入れを受けたものです。

場所は、岩井字宮ノ下です。

現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料7ページをご覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、耕運機、農業用車を所有しており、田植え、刈り取り等は委託し、トラクターは借用しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯320日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調 査の報告を求めます。

17番、川島三夫委員。

○17番(川島三夫君) 17番の川島です。申請地は、ただいま議案第1号の4で説明しましたその申請地の隣に位置しております。これも16日の日に現地を確認をいたしましたところ、今トンネル栽培をされておりました。譲渡人の○○○さんは、○○○○さんの弟さんに当たります。それから、譲受人

の○○○○さんは○○○○さんの息子さんで、当然親戚ということになります。そこで○○さんのほうからの要望によりまして売買をしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第1号の6について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について事務局の説明を求めます。 佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、市内の法人が、市内と市原市在住の方で共有している申請地を売買によって取得して、介護サービス付の共同住宅に転用したいとする案件でございます。

申請地ですが、総会資料の12ページの位置図をご覧ください。奈良輪北通りと奈良輪・高須新田線の交差点を北方向に70メートルくらい行った左側が申請地です。現地の北側は宅地で、南側は雑種地ですが、現況は宅地となっております。また、西側は区画整理地といった状況から、第2種農地と判断されます。

現地には、砕石が布設されており、農地としては好ましくない状況でありますが、十数年は経過しているものと推測されること、また許可権者であります君津農業事務所の担当者と協議した結果、農地への復元までは求められないのではないかとのことでありました。また、始末書も添付されていることからやむを得ないものと思われます。

排水関係ですが、雑排水は合併浄化槽で処理して、既存の排水路に放流されます。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番(藤井幸光君) 26番、藤井です。農地法5条の申請でございます。3月13日15時、現地にて株式会社○○建築設計事務所の○○さんによる説明を受けました。現場は、地図に書いてあるとおり奈良輪・高須線の駅北通りの信号を越えて4反目の左側です。譲り渡し人は○○○さん外2名、所在地は奈良輪下谷○○○でございます。譲受人は袖ケ浦市のぞみ野○○番地○、有限会社○○○の○○○○さんです。この土地に○○○さんが介護サービス付共同住宅を建設するという予定でございます。規模は2階建てで約24部屋、水道は市、ガスはプロパン、排水は集中浄化槽で処理するということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いします。以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

- ○3番(髙浦芳一君) 3番の髙浦です。事務局の説明の中で始末書を徴集したと報告をされましたが、 どのような内容だったのでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 内容を申し上げますと、今回の許可申請をするに当たりまして、本来ならば許可を取得した上で埋め立てるべきところを、取得前に埋め立ててしまい申しわけないと、今後このようなことはいたしませんのでよろしくお願いしたいというような内容でございます。
- ○議長(中川喜一郎君) 3番。
- ○3番(髙浦芳一君) その始末書の日付はいつごろの話ですか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 25年3月4日付になっています。
- ○3番(髙浦芳一君) ありがとうございました。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑のある方。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第2号の2を議題といたしますが、議案第2号の2及び議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請については関連がありますので、議案第2号の2及び議案第3号について一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 説明に入る前にページの記入漏れがありましたので、申しわけありませんが記入のお願いをします。

総会資料の12ページをお開きください。その次は13ページになりますが、13というページが抜けておりましたので、記入のほうお願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

本件は、平成12年10月27日に整形外科医院用地として許可を受けてございます。その一部を市原市 の法人が売買によって取得して薬局用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料は、ただいま記入していただいた13ページになります。申請地は市役所から袖ケ浦高校の方に向かっていきますと国道とフラワーラインの交差点を過ぎて、右側に〇〇〇〇クリニックがあります。その東隣になります。

排水関係ですが、道路に側溝を新設しまして、こちらに合併浄化槽で処理後放流されます。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番(多田總一郎君) 今事務局のほうから説明を受けた、重複しますけれども、3月の15日に現地を確認したところ、現地は事務局の説明どおりフラワーラインの南側に位置するところでございます。 フラワーラインを挟んで北側には住宅地、いわゆる市街化区域となっております。そこで特に問題等はありませんでした。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第2号の2及び議案第第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2及び議案第3号については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件は、5人共有の農地を、市内在住の個人が申請地を賃貸借によって駐車場と資材置き場用地に 転用したいとする案件でございます。

総会資料14ページの位置図をご覧ください。一番後ろになります。申請地は〇〇保育所から東へ 150メートルくらい行ったところを右折して久保田川を渡ったところの左側になります。

当該地は、申請前は雑木等が茂っていて、この雑木等を伐採した後に、砕石を敷いてしまったということでした。こちらの案件につきましても、君津農業事務所の担当者と現地を見たところ、やむを 得ないのではないかとのことでした。

周囲は住宅と農地が混在しておりますので、第2種農地と判断されます。

資材としましては、足場材、塗料の空き缶、その他雑材となっております。

排水関係ですが、汚水雑排水は排水されません。雨水につきましては、地下浸透処理させるとのことです。

その他、特に懸念される問題はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山下和彦委員。

○11番(山下和彦君) 11番、山下です。現地調査の結果をご報告いたします。

3月11日午前10時20分より行政書士の〇〇〇さんと現地を確認いたしました。現地は、事務局から 説明があったとおり砕石が敷かれておりましたが、三十数年前から耕作していなかったため樹木等が 繁茂してしまったので、伐採後砕石を敷いてしまいました。そのことで手続きが必要とは知らずに行 ってしまったことからやむを得ないものと思われます。

また、このたび駐車場、資材置き場として借りたいとの話があったため、申し出を受け、転用の申 請をするようになったそうです。

隣接農地ですが、東隣の所有者と申請者は同じです。南隣は現地より一段高くなっていますので、 被害はないものと思われます。

本案件につきましては問題がないとは言えませんが、やむを得ない事情等を考慮いただきよろしく ご審議のほどお願いします。以上です。

○議長(中川喜一郎君) ただいま説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○27番(榎本雅司君) 27番、榎本です。今の説明ですと長年放置して、いろんな雑木が繁茂していた。 それで伐採して砕石を入れたということなのですけれども、これ自体埋め立てとか、そういうものは 多分ないとは思うのですけれども、埋め立てがあるかどうか、これが1点と、資材置き場ってどんな ものを置くのか、もしわかれば教えてください。

- ○議長(中川喜一郎君) ただいまの質問について事務局、佐久間君。
- ○事務局(佐久間 章君) 現地は埋め立てはされたものと思われます。砕石が敷かれていますので、 下のほうはわからないのですけれども。

それと資材ですが、足場材とか、または塗料の空き缶といったようなものだということです。 以上です。

- ○27番(榎本雅司君) 基本的には埋め立てはなしということですよね。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 埋め立てはあったものと思われます。もとが田んぼなので。今砕石敷かれた状態ですから。
- ○27番(榎本雅司君) 埋めていた。
- ○事務局(佐久間 章君) 埋めたのはいつごろかはわからないのですけれども。
- ○27番(榎本雅司君) 埋めるということは、埋める行為はしないわけでしょう。
- ○事務局(佐久間 章君) 今回ですか。今回はしません。
- ○27番(榎本雅司君) それならいい。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第2号の3について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成24年度第12次農用地利用集積計画承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第4号 平成24年度第12次農用地利用集積計画承認の件を議題と いたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号 平成24年度第12次農用地利用集 積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が5件で2万2,540平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受け

る方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇さんですが、申請件数は2件で、96.47アール、59.37アールの合計155.84アール、〇〇〇○さんですが、申請面積は18.91アール、〇〇〇さんですが、申請面積は40.22アール、〇〇〇○さんですが、申請面積は10.43アールとなっております。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

- ○27番(榎本雅司君) この集積のあれで、過去にも指摘があった、書類の中に使用期間、利用権設定 の期間10年ということは、これ始期がいつか、全然わからないのですけれども、これこの辺の書類の 不備はどうなっているのでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) こちらのほう、公告日からこの期間が始まるという形になります。今こちらのほうで皆さんのご承認を受けまして、経済振興課のほうへ決定の通知をいたします。そして、経済振興課で公告の手続きをとりまして、その日から10年間という形で利用権の始期、それから終期が決まります。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明並びに質疑が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

よろしいですか、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供について

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第5号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。 議案第5号について事務局の説明を求めます。 鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 議案第5号、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。農地の賃借料情報の提供につ

いて、提案理由につきましては、平成21年12月15日付で農地法等の一部を改正する法律が施行され、「標準小作料制度」が廃止され、改正前の「標準小作料制度」に変わり、改正農地法第52条で「農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の賃借料情報の提供」が規定されましたので、提供するものであります。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地域別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ケ浦市の平均額などを提供いたします。

提供方法といたしましては、農業委員会総会において、賃借料情報を決定後、農業委員会のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第5号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

議案第6号 平成24年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認の件 〇議長(中川喜一郎君) 次に、議案第6号 平成24年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)の承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を策定したので、農業委員会の承認を求めるものでございます。提案理由といたしましては、「農業委員会の適正な事務実施」において策定が義務づけられておるものでございます。

内容に入らせていただきます。1ページの法令事務に関する点検でございますが、(1)から(4)までございます。総会の開催日・公開である旨の周知状況、総会等の議事録の作成、議事録の内容、議事録の公表となっておりまして、これらにつきましてはそれぞれ行っておるところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。事務に関する点検の農地法第3条に基づく許可 事務の年間処理件数の実績といたしましては51件でございます。次に、事実関係の確認、こちらにつ きましては申請内容等確認し、申請地については現地確認等を行っております。次に、総会等での審議でございますが、審査基準に適合するか否かの判断を区分ごとに実施しております。申請者への審議結果の通知でございますが、こちらは実績どおり51件を実施してございます。次に、審議結果等の公表でございますが、ホームページで議事録を公表しているところでございます。処理期間でございますけれども、標準処理期間を20日、実際の処理期間ですが、平均18日でございました。

次に、農地転用に関する事務でございますけれども、年間事務処理件数といたしましては、40件でございました。次に、事実関係の確認、こちらにつきましては、農家台帳等あるいは現地調査によりまして周辺農地の影響等について確認をしておるところでございます。総会等での審議でございますけれども、許可基準等の適合の可否について審議し、あるいは関係法令等の申請状況を把握してございます。審議結果等の公表につきましても、こちらもホームページで議事録を公表している状況でございます。処理期間としましては、標準として21日、処理の平均としまして、実績で17日となっております。

次に、3ページに移らせていただきます。農業生産法人からの報告への対応でございますが、管内の農業生産法人は6法人でございます。うち報告の提出があった生産法人が1、督促を行った法人が4、このうち2法人から提出がありました。残りの3法人のうち2法人についてはまだ提出されておらず、1法人につきましては、新規設立のため、会計年度が到達しておりません。

なお、未提出の2法人につきましては、督促をまたしたところでございます。

次に、(4)、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供につきましては、ホームページの公表及び広報紙へ掲載してございます。農地の権利移動等の状況把握でございますけれども、どのような内容で情報提供するか、今後、実施等を検討するということにしてございます。次に、農地基本台帳の整備についてございますが、データ更新につきましては、随時更新しております。

次に、4ページをお開きください。「その他の法令事務」ですが、農用地利用集積計画の決定ということで、年間処理件数は77件でございます。その他記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。法令事務の遊休農地に関する措置に関する評価ですが、管内の遊休農地面積が397ヘクタールで、解消目標は5ヘクタール、これに対し実績が1ヘクタールでございました。次に、目標に向けた活動の、農地利用状況調査ですが、農業委員さんにパトロール等によって調査等を行っていただきました。遊休農地の所有者等への指導ですが、507件行いました。次に、評価の案ですが、目標の達成はできませんでしたが、意向調査を実施中で、今後も調査・指導等を行ってまいります。というふうになろうかと思います。活動に対する評価の案ですが、農家への遊休農地解消の周知を行い、有効利用を図れるよう指導の段階で留意いたしますというようになろうかと思います。

次に、8ページをお開きください。促進等事務に関する評価の認定農業者等担い手育成及び確保ですが、現状といたしまして、農家数1,451戸、うち主業農家が269戸、農業生産法人6法人、認定農業

者90経営体となっております。

目標と実績ですが、認定農業者3経営に対して、4経営の実績がありました。目標達成に向けた活動ですが、認定農業者として見込みのある農家へ制度説明を行うという計画に対して行えました。

次に、9ページをお開きください。担い手への農地の利用集積で現状と課題ですが、これまでの集積面積は228ヘクタールとなっております。目標及び実績ですが、9.3ヘクタールの目標に対し、23ヘクタールの実績がありました。評価の案ですが、適当・良好としたいと思います。目標達成に向けた活動ですが、意向調査の実施、掘り起こし、あっせん活動を行いましたというようにしたいと思います。評価の案といたしましては、適当・良好としたいと思います。

次に、10ページになります。違反転用への適正な対応、違反転用の状況ですが、現状といたしましては、面積4.6ヘクタール、主な用途は残土捨て場、資材置き場等となっております。解消の目標と実績ですが、0.5ヘクタールに対し0.3ヘクタールが実績でございました。

目標達成に向けた活動計画と実績ですが、是正指導・リーフレットの配付・農地パトロールですが、 おおむね実施できました。評価の案ですが、妥当と考えられます。活動に対する評価の案ですけれど も、指導等実施したものの是正されないものがありますので、是正指導の強化をしてまいるという評価になろうかと思われます。

急いで説明させていただきましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉ですけれども、3ページに農業生産法人からの報告についてという、 この報告というのはどんなことを求めているのか、その説明をお願いします。

それともう一点は、提出しなかった農業生産法人、これに対して何かペナルティーがあるのかどうか、ただ督促だけなのか、その辺のところを 2 点説明をお願いします。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。農業生産法人報告書につきましては、農業生産法人としての売り上げ、それから従事者の従事日数ですとか、あと持ち株、要するに株式の持ち分です。そういったものとかを、農業生産法人としての要件に該当しているかを確認するためのものを確認させていただいて、毎年1回報告をいただいております。

先ほど委員からご質問があった罰則についてですが、ございます。罰則はございますが、事務局の ほうとしましては何度も報告のほうお願いしております。きょうもまた連絡のほうをさせていただき まして、やはりご報告、ちょっとうっかりしていたということだったので、報告をいただくような形 でお話を伺っておりますので、今後もきちんと出していただくよう指導してまいりますので、よろし くお願いいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 今の件、24番、よろしいですか。
- ○24番(渡邉喜一君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○25番(長谷川重義君) ただいまの件に関係するのですけれども、うっかりというような話もあったり、何となく事務局の考えも軽微の関係のような意味合いで話ししていますけれども、そういう問題ではないのではないか。もっとしっかりと対応しなければいけないのではないかというふうに考えるわけです。名前がもし公表できるのであれば、お聞かせ願いたい。以上です。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) うっかりということで、これからもきちんと報告していただくよう、必ず出していただくような形で指導してまいります。あと、法人のほうへもその旨一応書類等で、法律ですとか、そういったものとか罰則とかのほうなんかもあわせて連絡をして、こういった形で義務があり、報告するものだということで指導しておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。今後もあわせて強く指導していきたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。
- ○議長(中川喜一郎君) 今の答弁でよろしいですか。
- ○25番(長谷川重義君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑ありますか。はい、どうぞ。
- ○17番(川島三夫君) 17番の川島です。6ページの遊休農地についてちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども、遊休農地への指導の中で指導件数が507件、面積62ヘクタール、対象者507人、これだけ指導をしているのですけれども、遊休農地である旨の通知とか、あるいは勧告は一件もないということは、これはどういった意味でしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 勧告まではいかないのですけれざも、遊休農地となっておるお知らせとか、 今後の意向調査、そういったもので通知をさせていただいて、現在意向調査回収中でございます。
- ○議長(中川喜一郎君) 17番、よろしいですか。
- ○17番 (川島三夫君) それでは、通知がゼロ件というのはどういうことでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 勧告という形ではゼロなのですけれども、文書での指導あるいは意向調査 の件は行っております。
- ○議長(中川喜一郎君) 17番、よろしいですか。
- ○17番(川島三夫君) では、勧告までには至らないということなのですか。

- ○事務局(鈴木良宏君) そうです。
- ○17番(川島三夫君) わかりました。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑は。
- ○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。担い手への農地の利用集積という9ページなのですけれども、それとあわせた中で、長浦地区などでは優良農地も規制緩和というのですか、そういう形の中で全体的な人口が増えていない中で住宅地がどんどん建って、連たんという形の中で宅造も進んでいきますし、またTPPとかいろいろ問題絡んでいったとき、担い手への農地の利用集積ですか、そういうことも必要になってくると思うので、その辺について何か具体的な案があったら教えてください。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 活動計画等にもお示ししてございますけれども、農地所有者等を対象とした意向調査あるいは掘り起こし活動、あとあっせんは直接やってはいないのですけれども、農協さんと協力しながら行っております。そういった状況で、実績のほうは目標に対してかなり上がっていると思われますので、今後こういった状況を維持したいと思っております。具体的にどこ、地域別とかは特にございません。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) 16番。
- ○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。担い手への集積といっても一口ではなかなか難しいものがあるとは思うのですけれども、これから一つの検討課題にしていただければなというふうに思います。それともう一点、先ほど申し上げましたように袖ケ浦の人口6万1,000ちょっとということで、それほど増えていくわけでないですけれども、皆さんもご存じのとおり特に長浦地区はどんどんスプロールのように住宅地が広がっていく。中心部はまだ結構あるのですけれども、その辺で自分も農家やっている人間として優良な農地がどんどん潰されていくのは非常に寂しく思うので、この辺についてまたいろいろな機会でご検討いただければというふうに思います。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑はございませんか。はい、どうぞ。
- ○21番 (御園 豊君) 21番、御園でございます。4点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、6ページの遊休農地の件でございますけれども、遊休農地が昨年度はたしか411町歩あったと思います。ところが現在397町歩という発表でございますが、昨年度は411町歩に対して遊休農地の目標実績が1町歩となっております。そうすると誤差が13町歩あるわけですけれども、この13町歩が遊休農地が減ったということはどういうことなのかお聞かせ願いたいと思います。

次、2点目。8ページの認定農業者でございますけれども、昨年度は認定農業者はたしか94名おったと思いますが、現在90経営者ということになっております。ということはマイナス4件減っておるわけでございますが、認定農業者の認定を受けますといろんな利点がつくわけでございますが、その

利点を活用された上で脱退をするということも考えられますけれども、この4件減った理由はどういうことなのか、どういうことで辞退をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

次、3点目、10ページです。違反転用の勧告でございますけれども、活動実績のこの勧告、この勧告について現在まで袖ケ浦地区内に何件勧告されているのか、数字をお聞かせ願いたいと思います。 あわせて、その勧告後の処置はどのようにされているのか、その実績等もお聞かせ願いたいと思い

もう一点、4点目、今日の転用の中に2点ほど既に埋め立てされていたものが本日の提案に出ておりますけれども、1点は、始末書をとったということと、もう一件は既に砕石を敷かれておったということの中で勧告をしたという物件があるわけですが、農地を無断で埋め立ててしまって、勧告という処置をしたものと、時によれば埋め立てしてあるから、今までも復元をさせたという実績があるわけですけれども、その境目、この場合は勧告だと、この場合は復元をさせるというその差をお聞かせ願いたいと思います。

以上、4点。

ます。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 初めに、遊休農地の面積の誤差というか、差でございますけれども、海側の区画整理が始まりまして、そのために解消された面積等が加わっております。あと細かいところで、 経済振興課と調整した結果、この397ヘクタールとなったところです。

次に、認定農業者4経営減っているということでございますが、この認定につきましては経済振興 課でやっておるところですけれども、減った中で考えられることとしましては、更新をしないとか、 そういうことで減っていったかと思われます。その利点を受けてその後の更新等をしたかどうかとい うところまではちょっと把握できておりません。経済振興課の所管となっておりますので。

それと宅地転用への勧告件数等につきましては今ちょっと資料がございませんので、次回報告させていただきます。

それと復元あるいは勧告、この辺の違いにつきましては、県の農業事務所と協議し、その協議結果 に基づいて行ってきておるものと考えられます。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) もう一点ある。
- ○事務局(佐久間 章君) 復元の勧告、区分ですが、農業事務所との協議によって決定していっているものと考えられます。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○21番(御園 豊君) 最後の無断埋め立てについてなのですが、その事後処置の方法として復元をさせていたものが何件か今までもあります。先ほど今日の議案の中では勧告書といいますか、始末書で

処理をしたということでございますが、その始末書で処理をしたことと、復元をさせるというその境、 その判断材料はどこで、どういう形だから復元をしろとあるいはどういうことだから始末書というそ の判断を教えていただきたいと思います。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 今回の案件に出てきたことで言わせていただければ、既に砕石敷いてしまったところについては、資材置き場という転用があるため、そこを復元させたところでまた整地等をしないと使えないということから、これについては復元までは求められないのではないかということで、こちらは復元を求めていません。それと復元を求めるというケースですが、いわゆる優良農地等につきまして違反転用があった場合は復元、これが原則になるかと思われます。以上です。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○21番(御園 豊君) 今の説明を伺いますと、ちょっと疑問に思う点がございますが、今の冒頭に説明ございましたように無断で埋め立てて、そしてそれを復元させたとしても、即また埋め立てて駐車場あるいは資材置き場にするのだから、それはやることは無駄なことだというようなふうに聞こえましたけれども、今までも埋め立てて、砕石までなした土地を、しかもそれは隣が既に駐車場として使っておった。よって、駐車場が狭いから隣の駐車場に拡幅するという目的の中で違反転用、確かに違反転用として、許可を得ないままで埋め立てた件数が今までもありました。しかし、それは膨大な金額をかけて全部掘り起こして、そしてトラクターでうなって、農地として復元をさせた事例が今までも何件かありました。先ほどの埋め立てて復元させても、また資材置き場として使うのだから、それは同じことだからそれは復元は求めなかったという先ほどの説明でございますが、そういうアンバランスな指導ということになりますと、各農業委員は現場において、こちら側は復元させられたと、こちら側は始末書で済んだという2つの指導の板挟みになって、現地の農業委員はいろいろと苦慮する点が多々あったわけですが、今日もそういう一つの事例が発表されましたけれども、今後はどのような方法でそういった場合は指導、対処していくつもりなのかお聞かせ願います。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) ただいまの質問に対してお答えいたしますけれども、違反転用につきましては原則復元となっております。ただし、今回の事例のような転用を目前としたようなもので、これにつきましてはそのケースごとに農業事務所の担当者と協議して、それで結論を出しております。今後も考え方は同じで、原則原状復旧ということになる、これは基本でございます。以上です。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、御園委員。
- ○21番(御園 豊君) 今までも農地にコンクリートを全部ぶっちゃってある、勧告してくれてある件があるようでございますが、その後、そういった問題は県と相談してということに伺っておりますけ

れども、農地にコンクリートをぶっちゃってあるということは、これはもう甚だしい懸案であると思いますが、そこらの対応の仕方、今まで何件かそういった件数があるわけですが、袖ケ浦においてそういった懸案についてどう対応したのかお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 違反転用の指導等につきましては、こちらも先ほどから申し上げているとおり農業事務所と協議しながら指導しておるところでございますけれども、懸案というか、その案件が古くなってしまうとなかなか指導が行き届かないといいますか、既成事実化というか、そういったことがございまして、なかなか進まない、そういった現状がございます。しかしながら、違反転用、指導は引き続き行うべきものと考えます。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) はい。
- ○21番(御園 豊君) 今ほど、古くなった案件は指導しづらいというお話でございますが、古い懸案 と新しい懸案というのは何年が境ですか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 年数での境は特にございませんけれども、早期発見といいますか、やったばかりとか、そういった事案については指導が行き届くといいますか、対応が早くできますので、そういったものについては指導しやすいのですけれども、例えば住宅が建ってしまったとか、極端な例ですけれども、こういったものについてはそれを撤去しろというようなこともなかなか言えない、そういったケースもたまにはあろうかと思います。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○21番(御園 豊君) 我々農業委員は地元でいろんな懸案にぶつかるわけですけれども、地元からいろんな要望、苦情等々を聞いたときに、片方はオーケー、片方はだめだというようなあからさまな現況があらわれて対応してきたときには、農業委員としては現場は非常に困るわけでございますが、そこら辺は明確に、きちっと法に基づいて対処、対応をしていくものであるならば、法を重んじるということであるならば厳正にそこら辺は対応をしていくべきではないかというふうに考えているものであります。

以上、意見として申し上げて終わります。

- ○議長(中川喜一郎君) 以上、質疑がたくさん出ましたが、ほかに。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(中川喜一郎君) 質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成者多数でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第7号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) の承認の件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第7号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)についてご説明申し上げます。

農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を 策定したので農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、議案第6号と同じく農林水産省からの通知を受けまして策定が義務づけられているものでございます。

内容についてご説明申し上げます。初めに、1ページですが、法令事務でございます。遊休農地に関する措置の現状と課題ですが、現状につきましては、管内の農地面積が3,007ヘクタール、遊休農地面積が397ヘクタール、割合につきまして13.2%となっております。25年度の目標及び活動計画案でございますが、遊休農地解消面積を5ヘクタールと設定しました。考え方といたしましては、農用地区域内の遊休農地面積約100ヘクタールの5%としたところです。活動計画といたしましては、農業委員さんによりまして、直接調査をお願いしたいと考えております。

次に、促進事務の現状と課題ですが、農家数が1,451戸、うち主業農家が269戸、農業生産法人が6 法人となっております。認定農業者数が90経営となっております。

目標及び活動計画案ですが、認定農業者数は4経営となっております。

活動計画案にございますが、農閑期に個別に制度説明を行うということになっております。

次に、3ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、こちらの現状と課題ですが、これまでの集積面積が、228ヘクタール、集積率といたしましては7.58%です。課題といたしましては、農業従事者の減少あるいは高齢化等による耕作放棄地の増加、機械化に伴う負担の増加というようなことかと思われます。

次に、25年度の目標及び活動計画案でございますが、集積面積を9へクタールとし、目標設定の考えといたしましては、認定農業者1経営当たり10アールとしたところでございます。活動計画案ですが、リーフレット等を活用して利用権設定に係る制度周知の徹底あるいはアンケート等による意向調査、また利用集積に向けた掘り起こし、また担い手への利用集積のあっせん等々としております。

次に、4ページをお開きください。違反転用への適正な対応で、現状と課題ですが、違反転用面積

ですが、4.6ヘクタール、割合といたしまして0.15%となっております。課題としましては、古い事 案が多く、既成事実化されておりまして、指導の効果が出ないというような状況です。残土の不法投 棄ですが、所在不明あるいは資金難から農地復元まで至らないケースが多くある状況です。

次に、25年度の目標及び活動計画案ですが、違反転用の解消面積0.5ヘクタール、設定の考えといたしまして、違反転用の約1割を見込んでございます。活動計画案ですが、是正指導といたしまして違反転用者に対し是正の指導及び文書勧告を考えております。悪質業者等につきましては、県と連携して対応したいと思います。次に、防止に向けた取り組みですが、こちらはリーフレットを配布し注意を喚起する、あるいは広報で違反転用防止の啓発活動を行うあるいは農地パトロール等の行うといったようになろうかと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

はい。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。先ほどに関連する案でございますが、4ページの活動計画案の中の悪質事案については県に報告し、県と連携を図るという活動内容があるわけですけれども、先ほどもお願いしたのですが、次回までに今まで袖ケ浦で悪質事案が何件あるものなのか。そして、勧告をするということになっておりますけれども、勧告を何件今までされたのか。そして、その結果、地主はどのような対策あるいは処置をしたものなのか、実績報告を次回出していただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) 鈴木さん。
- ○23番(鈴木弥須雄君) 23番、鈴木です。2ページの確認をしたいのですが、認定農業者なのですけれども、24年度に4経営実績があるわけですけれども、この認定農業者90経営になっているのですけれども、これ実績を見ますと94経営ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 実績で4になっていますが、これを加えて90が現状でございます。 以上です。
- ○議長(中川喜一郎君) 鈴木さん。
- ○23番(鈴木弥須雄君) 23番、鈴木です。そうすると24年度実績は4経営ではないのではないかと思うのですけれども。実績4経営になっている。目標は3経営になっていて、実績は4経営になっているのです。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 目標で実績4件増えたという形になっていますので、4件認定農業者があっ

たという形になっています。この4件を加えた形で、25年の3月現在で90経営体。

- ○23番(鈴木弥須雄君) 24年度の実績は関係ないのですか。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 23年度ですか。
- ○23番(鈴木弥須雄君) 24年度。
- ○事務局(佐久間 章君) 24年度は、ちょっと済みません、これ今年の分のやつなので、24年度のときはたしか94経営体、24年度が94だったと思います。
- ○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。
- ○23番(鈴木弥須雄君) はい。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑を打ち切ります。

議案第7号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君。

○事務局(佐久間 章君) それでは、報告事項についてご説明申し上げます。

10ページになります。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出があったので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理をいたしましたので、報告いたします。専決処理期間につきましては平成25年2月1日から同年2月28日までです。

次に、報告第2号、ページは11、12になります。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理をいたしましたので、報告いたします。なお、こちらも専決処理期間は平成25年2月1日から同年2月28日まででございます。

次に、報告第3号についてご説明申し上げます。農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので、報告いたします。こちらの報告期間も平成25年2月1日から同年2月28日までのものでございます。

報告は以上です。

○議長(中川喜一郎君) 報告事項、以上でございます。

その他

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第4、その他に入ります。 事務局、何かありましたら。
- ○事務局長(小藤田光男君) ございません。
- ○議長(中川喜一郎君) 委員さん、どなたか何かありますか。
 はい、どうぞ。
- ○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。先ほど何点か質問させていただいたのですが、悪質 転用についてなのですけれども、悪質転用に対して事務局の説明はいただきましたけれども、事務局 長の本年度の考え方とあわせて農業委員会会長の悪質転用に対する考え方を一言ずつお聞かせ願い たいと思います。
- ○議長(中川喜一郎君) 局長。
- ○事務局長(小藤田光男君) まず、違反ですので、これは大きく言えば悪質という形にまずなると思われます。そこで相手方との折衝といいますか、相手方のところに行きまして、当然指導から始まるのですけれども、これで答えが出てきそうもないといいますか、出ない場合、あわせて県のほうに、農業事務所のほうに報告するのですけれども、それに伴って県のほうも、処分権者は県になりますけれども、指導というのがあって、県と打ち合わせをしながら相手方の指導をしていく。それで勧告という形になって、今度は県のほうは前に出るという形になるのですけれども、一緒に、県になったからうちのほうは何もしなくていいとかそういう話しではなくて、極端な言い方なのですけれども、県の指示に従ってうちのほうが相手方のほうと折衝をすると、指導していくという形になります。

その中で相手方に要するに誠意が見えるか見えないかというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、手順としてはそういう手順といいますか、それで進めていくという形になります。 その見解でございます。

○議長(中川喜一郎君) 今の件でございます。現在まで不法埋め立てあるいはもう20年、30年前に埋め立てて、復元しなさいというそういうことで市あるいは県のほうに、今局長が言ったのと全く中身は同じでございます。私の考えは、まずは現地を見て、また事務局と相談して、また県のほうに対応してもらうと、そういう考えですので、全く同じでございます。

以上でございます。

はい、どうぞ。

○21番(御園 豊君) それと、今ほど専決処分の事案が報告されたわけでございますが、専決処分と本会議上程懸案のこの差別といいますか、この違い、もちろん専決処分には理由があって専決処分ということができるということになっておりますけれども、10ページのこの懸案なんか見てみますと、

先月の2月19日、これは農業委員会の本会議の日であります。この日に受け付けて、22日に専決処分を行っているということでございますが、この専決処分の懸案が幾つも毎回出てくるわけですが、この専決処分処置をしているのと、本会議に上程していくというその判断、判断と申しますか、その懸案の違い、これはどういうことを基準にしていっているのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。事務局長。

- ○議長(中川喜一郎君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(佐久間 章君) 届け出につきましては、農業委員会処務規程で規定されたものが専決処理できるということになっております。具体的に言いますと、例えば市街化の転用については届け出で用が足りるというようなことになっております。そういったものは届け出。それ以外のいわゆる調整区域、そういった転用については許可が要るということになります。これでよろしいでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。ほかに、今の関連。はい、どうぞ。
- ○26番(藤井幸光君) 26番、藤井ですけれども、不法投棄の問題はかなり複雑な、はっきり言ってアウトローが絡んでいるのです。だから農業委員はどこまで情報を上げるかということは、局長、この先ある程度目安を言っておいたほうがいいよ。相当悪質な関連が絡むから農業委員はどこまでだということをあらかじめ局長、言っておいたほうがいいですよ、この席で。
- ○議長(中川喜一郎君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) どこまでといいますか、発見していただくケースが多いのは地元の委員さんだと思われますので、発見した段階で事務局のほうへ連絡いただいて、その後の指導等について、場合によれば一緒に同行していただくというような、そういうふうになろうかと思います。今までもそういうふうにやってきたと思われますので、今後もそういうふうにしたいと思っております。
- ○議長(中川喜一郎君) よろしいですか。
- ○26番(藤井幸光君) わかりました。今の話やはりある程度周知徹底したほうがいいと思います。相当な業者が入っていますから。そこら辺、ある程度きちっとした決まりでなくてもいいですけれども、注意事項として、ここら辺は注意してくれよという話はしておいたほうがいいと思います。以上です。
- ○議長(中川喜一郎君) 局長。
- ○事務局長(小藤田光男君) 不法投棄という言葉もありましたけれども、残土の埋め立てといいますか、残土の不法投棄、これは市のほうで残土条例、今回の3月議会に残土条例が上がっているのですけれども、残土条例というのが存在しております。この取り扱いにつきましては農地の場合、農業委員会が当然絡むのですけれども、その前に残土にしる、産業廃棄物の投棄については廃棄物対策課というのが所管部署になるのですけれども、当然両者一緒になって解決に向けて努力しているところな

のですけれども、発言いただいている中でなかなか進展しないというのが事実なのですけれども、これは言いわけではございません。私ども一生懸命やっておるところでありますけれども、さらに対策についてやっていきたいと、このように答えるところであります。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) よろしいですね。

今の関連でほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長(中川喜一郎君) これをもちまして第2回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

午後4時40分 閉会